

第1章 総論(案)

1. 計画の策定に当たって

(1) 計画策定の背景

本市では、「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」の基本理念の下、障害福祉施策に係る基本計画や福祉計画について、「ノーマライゼーションかしわプラン」として一体的に作成し、障害の有無にかかわらず地域で暮らしやすい環境づくりに向けた施策を展開しています。

これまで、障害者一人一人の状況に応じたサービスを提供するため、身近な相談支援体制の充実、障害者の地域移行や社会参加等の推進を図ることを目的として、地域生活支援拠点の整備や誰もが働きやすい環境づくりの推進等に取り組んできました。2021年度には、多様化・複合化する相談に対応するために「福祉の総合相談窓口」を設置し、様々な分野の機関とも連携した重層的支援体制を構築して、障害者の暮らしを一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進を図りました。

また、2023年度から5年間を計画期間とする国の第5次障害者基本計画においては、地域社会における共生を目指し、多様化・複合化する課題に対応するとともに、障害者を自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体と捉え、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することが掲げられています。

こうした近年の国や県の動向に加え、これまでの施策の進捗状況、2022年度に実施した基礎調査結果に基づくニーズ等を踏まえ、この度、2024年度から2026年度を計画期間とする「ノーマライゼーションかしわプラン2024(第4期柏市障害者基本計画(後期計画)、第7期柏市障害福祉計画、第3期柏市障害児福祉計画)」を策定しました。

本計画では、地域共生社会の実現に向け、障害者が主体となり地域生活を送ることができるよう、市全体で構築してきた「かしわネットワーク」を基盤とし、市民にとってより身近な地域における支援ネットワークの強化と活用に取り組めます。

(2) 国・県及び柏市の施策動向

近年、我が国における障害福祉施策は、障害者の地域移行や権利擁護、雇用促進に関する法制度等の改正や策定が多く見られ、それを受けた施策が本市でも展開されてきました。

2023年度に国において策定された「第5次障害者基本計画」では、障害者の自立や社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施することで、地域共生社会の実現につなげることにしています。国の計画を受けて本市では、これまでに整備してきた地域生活支援拠点や福祉の総合相談窓口を中心として構築したネットワークについて、地域での更なる活用が求められます。

■ 障害福祉に関する法制度等の動向

年度	国・県	柏市
2019年度 (平成31年度 /令和元年度)	【国】 ● 2040年を展望した社会保障・働き方改革本部の設置	● 第4期柏市地域健康福祉計画開始 ● 地域生活支援拠点開設(4か所目)
2020年度	【国】 ● 地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律公布	● 教育福祉会館リニューアル ・総合相談窓口等設置
2021年度	【国】 ● 障害者差別解消法改正法公布 ● 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)の一部を改正する法律全面施行 ● 医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律施行 ● 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画開始 【県】 ● 第七次千葉県障害者計画開始 ● 工賃向上計画支援等事業	● 柏市第五次総合計画後期基本計画開始 ● ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021~2023年度)開始
2022年度	【国】 ● 障害者総合支援法等の改正法 ● 児童福祉法改正 ● 障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)公布	● 第4期柏市地域健康福祉計画(中間年度見直し版)開始 ● (仮称)柏市子ども・若者総合支援センター整備計画公表
2023年度	【国】 ● 第5次障害者基本計画開始 ● こども家庭庁発足 ● 障害者雇用促進法施行令改正	● 成年後見制度に係る中核機関設置 ・一次相談窓口の運用開始
2024年度	【国】 ● 障害者総合支援法等の改正法施行 ● 第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画開始 【県】 ● 第八次千葉県障害者計画開始	● ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024~2026年度)開始

2. 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

障害者基本計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として位置付けられるもので、市の障害福祉施策の総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針、取組施策・事業を定める計画です。

また、障害福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」）第88条第3項に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として位置付けられるものであり、障害者・障害児の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等を定める計画です。

これらの計画は、市の最上位計画となる「柏市総合計画」を始め、社会福祉の上位計画となる「柏市地域健康福祉計画」の部門計画として一体的に策定するため、柏市自立支援協議会の意見を聴取の上で、柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会にて審議されます。

(2) 計画期間

今回の見直しは、「第4期柏市障害者基本計画（前期計画）」と「第6期柏市障害福祉計画」、「第2期柏市障害児福祉計画」での施策の展開を踏まえ、「第4期柏市障害者基本計画（後期計画）」と「第7期柏市障害福祉計画」、「第3期柏市障害児福祉計画」にあたる部分を一体的に策定するものです。計画の期間は、2024年度から2026年度までの3年間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて内容を見直すものとします。

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
総合計画	第5次（後期基本計画） （2021～2025）					第6次 （2026～）
地域健康福祉計画	第4期 （2019～2024）				第5期 （2025～）	
ノーマライゼーション かしわプラン	第4期柏市障害者基本計画（2021～2026）					
	前期（2021～2023）			後期（2024～2026）		
	第6期柏市障害福祉計画（2021～2023）			第7期柏市障害福祉計画（2024～2026）		
	第2期柏市障害児福祉計画（2021～2023）			第3期柏市障害児福祉計画（2024～2026）		

ノーマライゼーションかしわプラン2021 ⇨ ノーマライゼーションかしわプラン2024

(3) 計画の役割(法的根拠等)及び上位計画との関係

柏市第五次総合計画【市の最上位計画】

〔将来都市像〕

「未来へつづく先進住環境都市・柏 ～ 笑顔と元気が輪となり広がる交流拠点」

<健康・サポート>

○医療・介護 ○包括的支援

第4期柏市地域健康福祉計画【健康・福祉の部門計画】

根拠法:社会福祉法 第107条

〔地域健康福祉像〕

「だれもが、その人らしく、住み慣れた地域で、共に、生き生きと暮らせるまち 柏」

<基本施策>

○相談体制の充実 ○情報発信の充実 ○社会参加の促進 ○権利擁護の推進

ノーマライゼーションかしわプラン2024【障害福祉の部門計画】

第4期柏市障害者基本計画(後期計画)

根拠法:障害者基本法
第11条第3項

総合的かつ計画的な推進を図るための理念や方針, 施策・事業

〔基本理念〕みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

〔基本方針〕1 共生社会の実現に向けた協働の促進 ⇒ (柱1, 3)

2 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進 ⇒ (柱2, 4)

〔重点目標〕障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用

〔基本目標〕

柱1 みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

(重点施策 施策1 相談支援)

柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

(重点施策 施策1 暮らしの基盤整備)

柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

(重点施策 施策1 就労支援 施策2 社会参加)

柱4 みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

(重点施策 施策3 切れ目のない支援)

第7期柏市障害福祉計画(第3期柏市障害児福祉計画)

根拠法:障害者総合支援法
第88条第3項

・国が示す障害福祉サービス等のサービス量の見込みと確保の方策

・障害児福祉計画(根拠法:児童福祉法第33条の20)を内包

3. 計画の基本的な考え方

(1) 基本理念

本市では、第2期障害者基本計画(第2期プラン)を策定した2004年度から障害福祉像を「みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ」と定めています。

「みんなでつくる」には、市民や地域社会との協働と、当事者が社会参画している共生社会を表し、「みんなで暮らせる」には、自己決定を尊重した自立生活の実現とノーマライゼーション社会という柏市のあり方を表しています。

この障害福祉像に共生社会の実現への思いを込めて、各分野別計画に基づき地域で施策を展開する際の共有すべき理念として、第3期計画以降も基本理念として位置付けています。第2期計画から継承したものを、引き続き本計画においても基本理念に位置付けます。

[障害福祉像]

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

(2) 基本方針

「基本理念」を実現するため、前期計画から引き続き、次の2つを「基本方針」とします。

[基本理念]みんなでつくる

⇒ [基本方針1] 共生社会の実現に向けた協働の促進

障害の有無にかかわらず、市民誰もが互いに人格と個性を尊重し、支え合って共生する社会の実現に向けて取り組みます。

⇒ (柱1, 3)

[基本理念]みんなで暮らせるまち

⇒ [基本方針2] 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進

誰もが生き生きとその人らしく、健やかに安心して暮らせる地域づくりに取り組みます。

⇒ (柱2, 4)

(3) 重点目標

「基本方針」を推進するためには、地域資源や各種事業を有機的につなげ、地域全体で障害者の暮らしを支える体制づくりが重要です。第3期計画においては、全国に先駆けて地域生活支援拠点4か所を整備し、これら拠点を中心として障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」を構築しました。第4期計画の前期計画では、多様化・複合化する障害者と家族の課題に対応するため、「かしわネットワーク」に教育福祉会館内の「福祉の総合相談窓口」の機能や他の地域資源を加え、重層的な支援体制を構築することで、障害者の地域生活を一体的に支える「かしわネットワーク」の深化・推進に取り組みました。

上記一連の取組により市全体にわたる「かしわネットワーク」は一定程度構築されたと評価できる一方で、障害者が自らの決定に基づいて地域での生活を継続していくためには、より本人に寄り添った、生活する地域レベルでの支援の充実が求められています。また、障害者と家族の高齢化など顕著となりつつある課題への対策も重要となっています。こうした背景から、本計画では障害者と家族の生活課題やニーズに対し、より細やかな対応を図るため、市全体の「かしわネットワーク」を基盤とし、地域（地区）の特徴に応じて、地域レベルにおける支援ネットワークの強化と活用に取り組むこととします。

[重点目標]

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用



(4) 基本目標(4つの柱)

「重点目標」を達成するため、各種施策を整理して体系立て、「基本目標」を設定します。

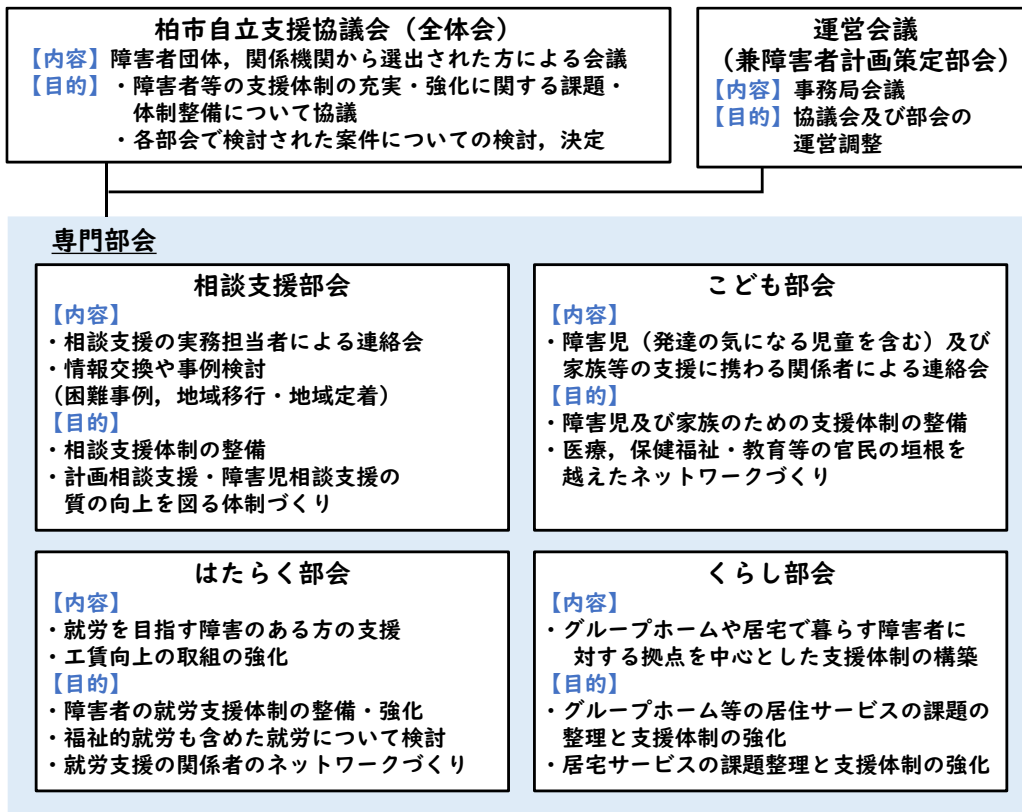
本計画では、前期計画に引き続き、各種施策を柏市自立支援協議会の各専門部会と関連付けて「基本目標(4つの柱)」として設定し、計画の推進体制を明確にしています。

4つの柱		関連する専門部会
柱1	みんなで寄り寄り添う共生のまちづくり	相談支援部会
柱2	みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり	くらし部会
柱3	みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり	はたらく部会
柱4	みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり	こども部会
計画全体に関連する会議体(関係機関)		
<ul style="list-style-type: none"> ・ 権利擁護ネットワーク会議 ・ 障害者差別解消支援地域協議会 ・ 地域生活支援拠点運営協議会 ・ 障害児等医療的ケア支援連絡会 ・ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議 		

【前期計画からの変更点】

	前期計画	後期計画
基本理念	みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ	
基本方針	1. 共生社会の実現に向けた協働の推進 2. 健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進	
重点目標	障害者の暮らしを支える かしわネットワークの深化・推進	障害者の暮らしを支える かしわネットワークの地域での活用
基本目標と柱ごとに包含するカテゴリ		
柱1	①相談支援, ②権利擁護, ③情報提供	①相談支援, ②権利擁護, ③情報アクセシビリティ ⇒情報の利用の視点を追加
柱2	①基盤整備, ②障害福祉サービス, ③防災・防犯, バリアフリー	①基盤整備, ②障害福祉サービス, ③防災・防犯, バリアフリー ⇒柱4から医療を移動, 追加
柱3	①就労支援, ②社会参加, ③共生意識	①就労支援, ②社会参加(当事者), ③共生意識(周囲) ⇒②と③の各事業を対象者を基に整理
柱4	①乳幼児期, ②学齢期, ③医ケア, 精神包括ケア, 医療	①乳幼児期, ②学齢期, ③切れ目のない支援 ⇒子どもに特化した柱に変更 医ケア, 精神包括ケアは各柱に分散

柏市自立支援協議会・専門部会・その他会議体（関係機関）



《その他会議体（関係機関）》

- ◆ **権利擁護ネットワーク会議における障害者に関する専門部会**
 障害者虐待防止のネットワークづくり、権利擁護に関する課題の整理、事業所関係者及び市民に対する研修・啓発活動を行う。
- ◆ **障害者差別解消支援地域協議会**
 2016年4月に差別解消法が施行されたことを受け設置。権利擁護と関連が深く、構成委員も重複が多いため、権利擁護ネットワーク会議と一体的に活動する。
- ◆ **障害児等医療的ケア支援連絡会**
 柏市における医療的ケアを要する障害児者（介護保険対象者を除く）の支援体制の構築や関係機関のネットワーク化を図る。
- ◆ **精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築推進会議**
 医療、障害福祉、介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育などが包括的に支援するシステムの構築を目指し協議する。
- ◆ **地域生活支援拠点運営協議会**
 柏市に暮らす障害者等が地域で安心して生活できる環境の推進を図り、柏市地域生活支援拠点の円滑かつ適正な推進について検討する。

(5) 重点施策

「重点目標」の達成のために設定する「基本目標」の4つの柱ごとに、特に重点的に取り組む事項を「重点施策」として位置付けます。各柱における重点施策は次のとおりです。

◆ 柱1 みんなで寄り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策1（相談支援）

⇒ 障害者の暮らしを支える「かしわネットワーク」の入口となる相談支援について、身近な地域で気軽に、専門的な相談ができるような体制の充実を図ります。

◆ 柱2 みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

重点施策 施策1（暮らしの基盤整備）

⇒ 「かしわネットワーク」の中核となる地域生活支援拠点の機能強化とあわせて、地域ごとのネットワークを強化することで、地域で安心して生活できるような体制の充実を図ります。

◆ 柱3 みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

重点施策 施策1（就労支援）

重点施策 施策2（社会参加）

⇒ 「かしわネットワーク」の各機関と連携・協力しながら、障害者が自らの選択に基づいて、地域で就労・社会参加できるような体制の充実を図ります。

◆ 柱4 みんなで寄り寄り添う共生のまちづくり

重点施策 施策3（切れ目のない支援）

⇒ 「かしわネットワーク」の各機関と連携・協力しながら、子どもがライフステージに応じて途切れなく、地域で適切な支援を受けられるような体制の充実を図ります。

柱ごとに記載する「施策」および
「取組」は今後記載予定

(6) プランの体系

第4期柏市障害者基本計画（後期計画）

基本理念

みんなでつくる みんなで暮らせるまち かしわ

基本方針

共生社会の実現に向けた協働の促進
(柱1・3)

健やかに安心して暮らせる地域づくりの推進
(柱2・4)

重点目標

障害者の暮らしを支えるかしわネットワークの地域での活用

基本目標

柱1
みんなで守り寄り添う
共生のまちづくり

- 1 相談支援
- 2 権利擁護
- 3 情報アクセシビリティ

柱2
みんなで支え安心して暮らせる
共生のまちづくり

- 1 暮らしの基盤整備
- 2 障害福祉サービス
- 3 防災・防犯・バリアフリー

柱3
みんながその人らしく社会参加できる
共生のまちづくり

- 1 就労
- 2 社会参加
- 3 共生意識

柱4
みんなが健やかに成長できる
共生のまちづくり

- 1 乳幼児期
- 2 学齢期
- 3 切れ目のない支援

第7期柏市障害福祉計画・第3期柏市障害児福祉計画

4. 計画の基本的な考え方設定の根拠

前節の「3. 計画の基本的な考え方」の設定にあたって参考とした情報を示します。本計画は後期計画のため、前期計画に基づき変更点の検討を行ったことから、参考とした情報は前期計画の施策体系ごとに示しています。あわせて、本計画において目指す姿と重点的な取組や事業のキーワードを示します。

柱1： みんなで守り寄り添う共生のまちづくり

【施策1】包括的相談支援体制の構築（重点）

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆身近な場所で気軽に、専門的相談ができる体制の充実 ◆「断らない」相談窓口の設置と重層的な相談体制の構築
現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の身近な相談窓口である委託相談支援事業所の周知や相談ニーズの高まりにより、相談支援件数が増加しました。一方、基礎調査では、身近な相談場所に、専門的な知識を持った相談員が必要とされています。 ・断らない相談窓口として「福祉の総合相談窓口」を設置し、子どもから高齢者まで幅広い属性から、多岐にわたる相談を受け付けました。基礎調査によれば、包括的相談支援体制の整備は評価されていますが、効果的な運用には至っていないとされています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における相談支援の質の向上や相談体制の強化が必要です。 ・多様化・複合化する相談に対し、多機関が協働で支援していくため、「福祉の総合相談窓口」の関係機関の役割整理や、顔の見える関係づくりが必要です。
----	---

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇身近な場所で気軽に、専門的な相談ができる体制の充実 ◇「断らない」相談支援体制の活用による重層的な相談支援体制の充実 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域の身近な相談支援体制の更なる強化、 相談支援にかかる人材育成の強化、 福祉の総合相談窓口のコーディネート能力の向上
--------------	---

【施策2】権利擁護体制の充実

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆成年後見制度等の利用促進による, 地域社会への参加 ◆障害者虐待の防止・早期発見に向けた体制の充実 ◆障害を理由とする差別のない社会の実現
<p>現状とニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度に係る中核機関及び一次相談窓口の運用を開始しました。一方, 基礎調査では, 成年後見一次相談窓口の認知度は低い状況です。 ・柏市権利擁護ネットワーク会議を設置して, 研修を実施するとともに, 関係機関との連携を図っています。また, 虐待通報件数は増加しており, 養護者からの虐待疑いと合わせて施設職員からの虐待疑いが増加しています。 ・基礎調査によれば, 障害者差別解消法の認知度は障害者で2割後半, 市民で6割前半となっています。また, 差別を受けた経験がある障害者は3割半ばで, あらゆる場所で差別を経験しています。令和6年4月から障害者差別解消法の改正により, 事業者による合理的配慮の提供が義務化となります。



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度を必要とする人が制度について知り, 制度につながるができる環境づくりが必要です。 ・地域における障害者虐待の防止徹底と早期発見が求められています。 ・障害者差別解消と障害者権利擁護に関する周知と関係機関との連携強化が必要です。
-----------	--



<p>本計画で 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>成年後見制度及び一次相談窓口の周知と利用促進</u>による, 地域社会への参加 ◇<u>障害者虐待の防止徹底に向けた体制の強化</u> ◇<u>障害を理由とする差別の解消</u> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>成年後見制度の周知と利用促進, 障害者虐待の防止徹底, 障害者差別の解消</p>
----------------------	--

【施策3】情報提供の充実

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆必要な情報をわかりやすく適切に提供 ◆コミュニケーションに必要な支援を受けられる状態の実現
現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉関連の制度やサービスをまとめた「障害福祉のしおり」についてレイアウトを見直し、情報提供の充実を図りました。基礎調査によれば、情報入手には多様な媒体が活用されていますが、各媒体の利用は2割程度にとどまり、どこで情報を得らえるかわからない人も2割半ばいました。さらに、受け取った情報がわかりにくいと感じている人も2割後半いました。 ・国や民間が実施する意思疎通支援が広がりを見せており、本市においても手話通訳者や要約筆記者等の派遣による意思疎通支援を行っています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・さらなる情報提供の充実を図るため、障害特性や年代に応じた、新たな方法を検討するとともに、必要とする情報の取得や利用を支援する必要があります。 ・必要とする時に適切な意思疎通支援が受けられるよう、支援者の育成の促進を図るとともに、支援事業について幅広く周知する必要があります。
----	---



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>障害特性や年代に応じた、情報アクセシビリティ(※)の確保</u> ◇<u>必要とする時に適切なコミュニケーション支援が受けられる状態の実現</u> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>情報アクセシビリティ(情報の取得支援, 情報の利用支援)の充実, 意思疎通支援の事業の推進</p>
--------------	--

※情報アクセシビリティとは、情報の取得や利用に当たって、可能な限り、その障害の種類及び程度に応じた手段を選択することができるようにすること

柱2: みんなで支え安心して暮らせる共生のまちづくり

【施策1】暮らしを支える基盤整備（重点）

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域生活支援拠点と連携した地域ネットワークの充実 ◆高齢障害者・重度障害者等に対応した基盤整備
現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を支援するネットワーク構築のため、各種会議等を通じて、障害分野で中心となる地域生活支援拠点間だけでなく、高齢者福祉や地域福祉など他分野の機関とも連携強化を図りました。基礎調査によれば、将来自宅でもらしたい障害者は7割半ばで、地域での生活を望む人が多くなっています。 ・高齢化・重度化に対応する施設整備のため、柏市立青和園を民営化しましたが、施設の具体的な整備には至りませんでした。また、共生型サービスの整備は未だ実現していません。一方、基礎調査によれば、高齢障害者や重度重複障害者等にも対応できるグループホームが求められています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援にかかる関係者や機関との連携・協力により、障害者の地域生活に向けた課題を抽出し、解決できるような体制を整備することが必要です。 ・重度化・高齢化にも対応できる暮らしの基盤整備と、各施設の連携による支援の質の向上が必要です。
----	---



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇<u>地域生活支援拠点の機能強化と地域ネットワークの深化</u>による、障害者の地域生活支援の充実 ◇<u>高齢障害者・重度障害者等に対応した基盤の充実</u>による、地域での生活実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>地域生活支援拠点の役割整理と機能強化、地域ネットワークの更なる強化、重度化・高齢化に対応した暮らしの基盤整備と支援の質の向上</p>
--------------	---

【施策2】暮らしを支えるサービスの充実

目指す姿	◆サービスの充実を図り, 個々のニーズに対応した社会参加や自立を支援・促進
現状と ニーズ	・訪問系サービスや日中活動系サービスはコロナ禍でも, 感染対策を講じながら提供を続けてきました。基礎調査によれば, 地域生活のためには, 身の回りの手伝いを始めとして, 多様なサービスが求められています。また, 国は地域の社会資源の活用及び関係機関との連携を含め, 地域生活を効果的に支援する体制の整備が重要としています。





課題	・地域で自分らしい生活を送ることができるよう, 暮らしの基盤整備と一体となったサービスの充実が必要であり, サービスの質の確保・向上も課題です。
----	--



本計画で 目指す姿	◇暮らしの基盤整備との一体的なサービスの充実による, 個々のニーズに対応した地域生活と社会参加の支援・促進 [重点的な取組や事業のキーワード] 暮らしの基盤整備と一体的なサービスの充実, サービスの質の確保・向上
--------------	--

【施策3】安全・安心な生活の環境の整備

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆緊急時・災害時対応や地域の防犯体制の充実 ◆誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現
<p>現状と ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における災害時の支援体制構築状況には向上が見られるものの、コロナ禍で町会活動の停滞が指摘されています。基礎調査によれば、災害時に適切に行動するためには、地域住民との日常的なつながりが求められているほか、災害発生時には、障害に配慮した適切な支援が必要とされています。 ・基礎調査によれば、外出しやすいように街や施設のバリアフリー化が求められています。
	
<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急時に対応できる体制の整備や障害特性に配慮した支援の提供体制の構築を図る必要があります。また、地域における日常的なつながりや共助の仕組みづくりが課題です。 ・公共交通機関等のバリアフリー化を始め、移動の利便性向上が必要です。
	
<p>本計画で 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇緊急時対応や<u>障害特性に配慮した</u>地域の<u>防災・防犯体制</u>の充実 ◇誰もが安全で利用しやすい福祉のまちの実現 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>障害特性に配慮した適切な支援の提供と情報伝達, 移動の利便性向上</p>

柱3: みんながその人らしく社会参加できる共生のまちづくり

【施策1】就労支援の強化(重点)

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆就労支援機関や雇用関連機関等との連携による障害者雇用の促進 ◆障害者就労施設等の工賃向上
現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・就労希望の障害者及び在職中の障害者が増加しており、ジョブコーチ派遣の周知等により、企業における職場定着支援の促進を図りました。基礎調査によれば、就職するため、または長期的に働くためには、職場の理解や体調にあった勤務体制、能力を生かせる仕事が必要とされています。 ・施設製品のPR等により、障害者優先調達の実績額が増加しました。県においては工賃(賃金)向上の取組が推進されています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者本人の状況や障害特性に応じた配慮や支援により、長く安定して就労できるよう、企業における障害理解促進が必要です。 ・県との連携により、工賃向上を図る必要があります。
----	--



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇就労支援機関や雇用関連機関等との連携による障害者雇用の促進と<u>職場定着支援</u> ◇障害者就労施設等の工賃向上 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>企業における障害理解の促進</p>
--------------	--

【施策2】拠点機能の整備による社会参加活動・交流事業の推進（重点）

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害の有無にかかわらず社会参加できる機会の創出 ◆障害者が地域でつながり、生き生きと活動できる環境の実現
現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・社会参加や就労支援のため、自立訓練等や講座・研修会を開催しました。また、福祉喫茶の利用件数は認知度向上に伴って増加しています。基礎調査によれば、社会参加のためには身近な活動の場や興味のある活動が必要とされています。 ・障害者団体の活動拠点として整備した、障害者活動センター利用件数は増加しています。基礎調査によれば、障害者やその家族と交流した経験がある市民は2割半ばでした。また、国では、文化芸術、スポーツ、学習活動など障害者の多様な活動の環境づくりが重要とされています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりの状態や適性に応じた社会参加や就労支援ができるよう、複合的な課題を抱えている方への支援スキルや支援方法を検討する必要があります。 ・障害者団体活動の支援とあわせて、一般市民向けイベント等にも参加しやすい環境整備が必要です。
----	--



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇一人ひとりの状況に応じた社会参加支援の充実による、障害者の多様な社会参加の実現 ◇障害者団体の自主的な活動支援や居場所づくりの推進による、障害者の多様な活動の場の創出 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>個々に応じた社会参加の支援, 居場所づくり</p>
--------------	---

【施策3】共生意識の醸成と支え合いの地域づくりの推進

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害への理解を深めるための啓発・交流, 福祉教育の充実による共生意識の醸成 ◆ボランティア活動の推進
現状とニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・12月の障害者週間にあわせ, 障害理解・啓発イベントを実施しました。基礎調査によれば, 差別や偏見を持たずに暮らすためには, 学校での福祉教育や広報等での啓発が必要とされています。国においても, 「心のバリアフリー」等, 共生社会の実現に向けた障害理解の促進が図られています。 ・障害者支援ボランティア養成講座を開催しました。基礎調査によれば, 障害福祉や障害者に関心はあるが特に何もしていない市民が7割前半となっています。



課題	<ul style="list-style-type: none"> ・より効果的に共生意識の醸成を図ることができるようなイベントの実施等, 啓発の内容や方法を検討する必要があります。 ・障害福祉等に関心がある市民をボランティア活動に結びつけることが課題です。
----	--



本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害への理解を深めるための啓発・交流, 福祉教育の充実による, <u>共生意識の更なる醸成</u> ◇<u>ボランティア活動への参加促進</u>による共生社会の進展 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>広報や交流・学校等を通じた障害理解の促進, 障害福祉や障害者に関心のある人へのボランティアに関する周知と活動への参加促進</p>
--------------	---

柱4: みんなが健やかに成長できる共生のまちづくり

【施策1】乳幼児期における支援の充実

目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◆障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◆こども園・幼稚園・保育園等, 地域で適切な支援を受けられる体制の強化
現状と ニーズ	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児健診時の全数面談実施や発達支援事業所との連携により, 早期発見や情報共有に努めました。基礎調査によれば, 発育・発達の遅れに悩む, 就園・就学に不安がある保護者は8割程度います。 ・民間事業所との連携等を通じて, 保育所等訪問支援を希望する児童に対して, 積極的な支援を行いました。国では, 保育所等訪問支援を活用した障害児の地域へのインクルージョンを推進しています。 ・令和5年度より, 国における障害児支援はこども家庭庁に移管され, 保育所と児童発達支援等の一体的な支援(インクルーシブ保育)など, 子どもに関する政策を包括的に推進しています。また, 本市では令和8年度中に「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター」を設置し, 子どもに関するあらゆる相談対応や若者支援に取り組む予定となっています。

課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障害のある子どもや発達の遅れが気になる子どもとその家族の多様なニーズに対応できるよう, 各事業所の人材確保と, スキルアップが必要です。 ・こども園等への訪問支援の内容や方法を統一し, 各事業所が共有することで, 地域で適切な支援を受けられる体制を整える必要があります。 ・乳幼児期のみならず, ライフステージに応じ途切れなく適切な支援を受けられるよう, 関係機関の連携強化やサポートファイルの普及・活用の促進が課題です。
----	--

本計画で 目指す姿	<ul style="list-style-type: none"> ◇障害の早期発見から健やかな成長のための療育支援の充実 ◇こども園・幼稚園・保育園等, 地域で適切な支援を受けられる体制の強化 ◇乳幼児期から学齢期までの切れ目ない支援体制の構築【「切れ目のない支援」に関する施策を新設】 <p>[重点的な取組や事業のキーワード],</p> <p>療育支援の充実, 保育園等における適切な支援の提供体制の整備, サポートファイルの普及と活用促進, 「(仮称)柏市子ども・若者総合支援センター」の活用, 乳幼児期の子どもの育ちに関わる保健・医療, 保育・教育など他分野との連携</p>
--------------	---

【施策2】学齢期における支援の充実

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆インクルーシブ教育システムの更なる充実 ◆放課後や休日における居場所の確保
<p>現状と ニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・就学相談の充実により、適切な就学の方が提供できるようになっています。また、本市では、特別支援学級が増加しており、特別支援教育に関する研修は各校からも一定のニーズが見られました。 ・子ども家庭庁では、様々なニーズや特性を持つ子どもや若者が各々のニーズに応じた居場所を持てるよう、放課後等デイサービスを含め、子どもの居場所づくりに関する調査審議を進めています。 ・基礎調査によれば、学齢期においては、進学や就職に関する情報提供、学習支援、長期休暇・放課後の支援など多様なニーズがあり、また、卒業後にも様々な相談先や就労支援等を希望する保護者が5～6割程度います。



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育システムの更なる充実に向け、特別支援教育に関する各教員の専門性の向上や、各校における適切な対応が必要です。 ・放課後等支援を含め、学校外において必要な支援が得られるような環境整備が求められています。 ・学齢期だけでなく、卒業後においても必要な情報の提供と支援の充実が重要です。
-----------	--



<p>本計画で 目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◇インクルーシブ教育システムの更なる充実による、障害のある子どもの学びの保障と共に学ぶ教育の推進 ◇放課後や休日における居場所の<u>充実</u> ◇学齢期及び卒業後における切れ目ない支援体制の構築【「切れ目のない支援」に関する施策を新設】 <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>各校における「交流及び共同学習」の推進、 放課後や休日における子どもの居場所づくり、 学齢期や卒業後における必要な情報の提供と支援の充実</p>
----------------------	---

【施策3】医療・ケア体制の充実（重点）

<p>目指す姿</p>	<ul style="list-style-type: none"> ◆医療的ケアを必要とする障害児者や重度の肢体不自由児者とその家族が、地域で安心して暮らせる支援体制を構築 ◆長期入院中の精神障害者の地域移行・地域定着の支援体制を構築
<p>現状とニーズ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・柏市障害児等医療的ケア支援連絡会（医ケア連絡会）において、医療的ケア支援の現場等からの課題提起や対応の検討を進めました。また、補助制度の創設により、喀痰吸引等の特定行為ができる事業者数が増加しました。国では、医療的ケア児及びその家族に対する総合的な支援体制の構築を進めています。 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステム（にも包括）の構築を推進するため、保健・医療・福祉関係者による協議を進めました。精神保健福祉法改正により、市町村には、精神保健に課題を抱えている者と家族への相談支援が求められることとなりました。



<p>課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・医ケア連絡会における各課題の検討を進め、ニーズに基づき、医療的ケア等の支援体制を充実する必要があります。 ・精神障害者の地域移行・地域定着に向け、「にも包括」での協議を通じ、地域や関係機関等との協働による取組を推進する必要があります。また、精神保健福祉に関する包括的な相談体制の整備が必要です。
-----------	---



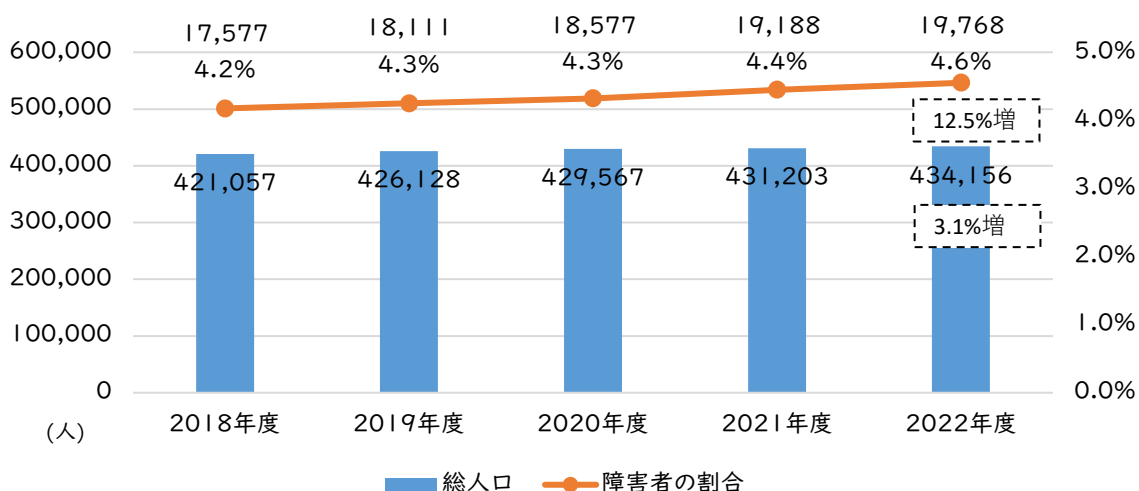
<p>本計画で 目指す姿</p>	<p>※医療的ケア児（者）及び精神障害者に対応した支援体制は、前期計画の期間中に一定程度検討が進み、今後は各柱（相談支援、暮らし、就労支援・社会参加、子ども）と連携しながら取組を検討していく必要があるから、本計画においては本施策を発展的に解消し、各柱と連携して課題や対応を検討します。【他施策へ分離・統合】</p> <p>[重点的な取組や事業のキーワード]</p> <p>医療的ケア児者及びその家族に対する総合的な支援、 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの推進</p>
----------------------	--

5. 障害福祉を取り巻く状況と見通し

(1) 柏市の概況

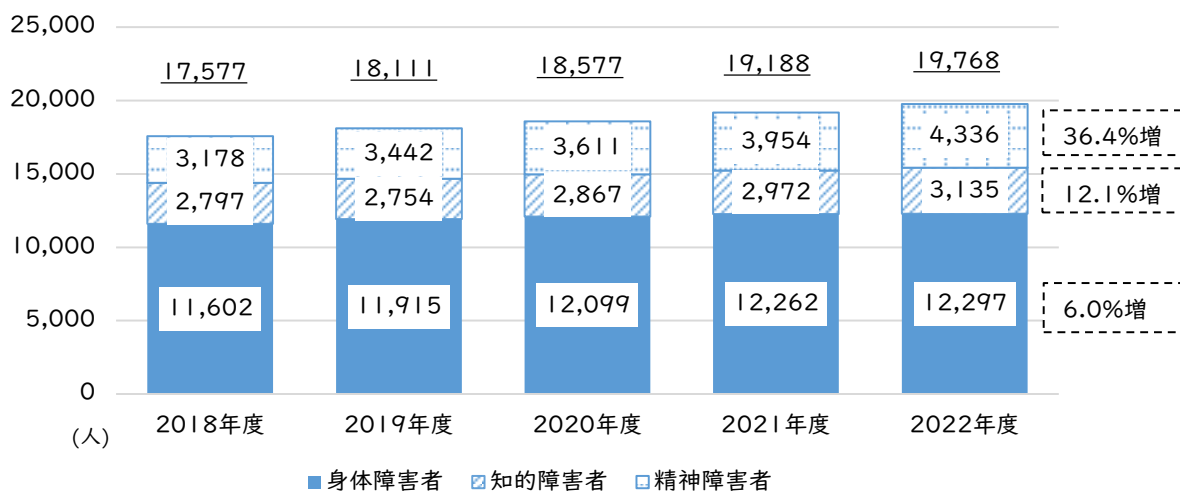
① 柏市の総人口と障害者数の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、総人口に占める障害者手帳所持者数は2,191人増加しています。また、増加割合をみると、総人口が3.1%増であるのに対して、障害者数は12.5%増と、総人口と比較して障害者数の増加率が大きくなっています。



② 障害区分別障害者手帳所持者の推移

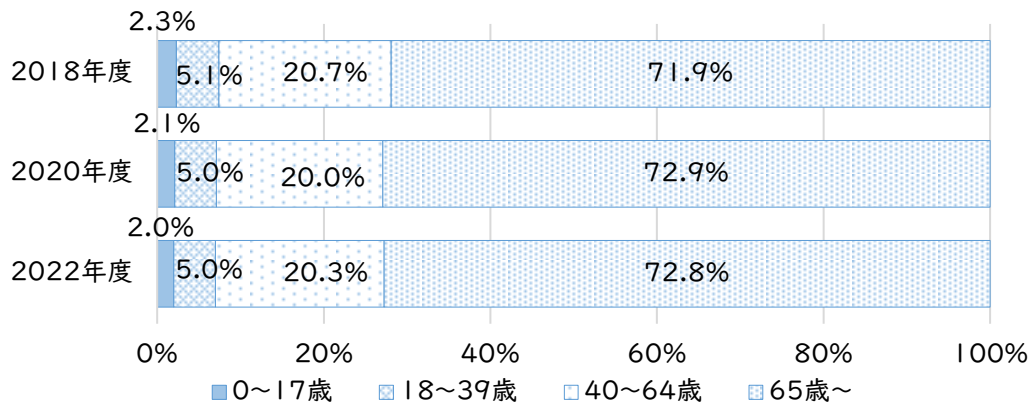
2018年度から2022年度までの5年間で、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれにおいても所持者数は増加しています。特に、精神障害者保健福祉手帳所持者の増加割合は、2018年度と比較して36.4%増と増加率が顕著です。



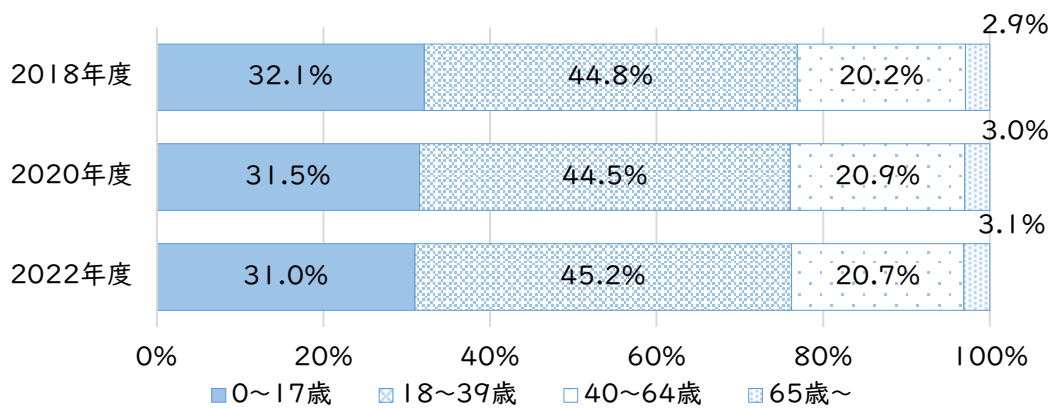
③ 手帳所持者の年齢分布の推移

各手帳（身体障害者、療育、精神障害者保健福祉）所持者の年齢分布はいずれにおいても2018年度から大きな変化はなく、ボリュームゾーンは変わっていません。身体障害者手帳所持者では、65歳以上が最も多く72%前後、療育手帳所持者では、18～39歳が最も多く45%前後、精神障害者保健福祉手帳所持者では、40～64歳が最も多く、55%前後となっています。

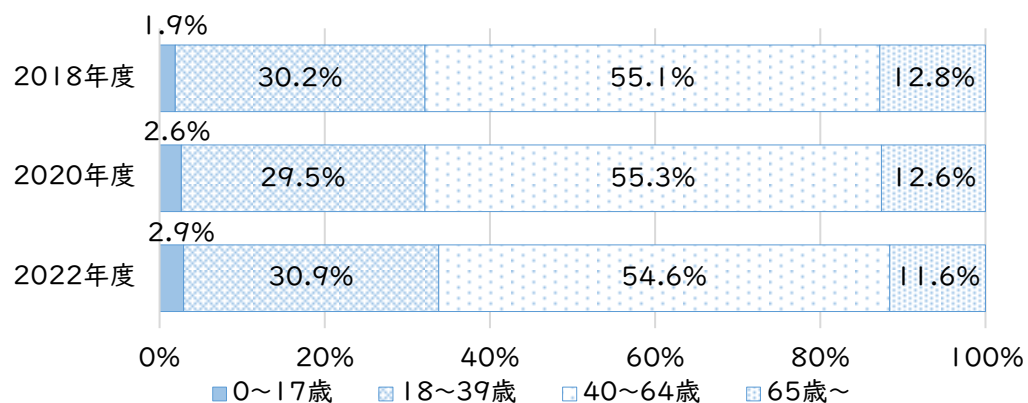
《身体障害者手帳所持者の年齢分布の推移》



《療育手帳所持者の年齢分布の推移》

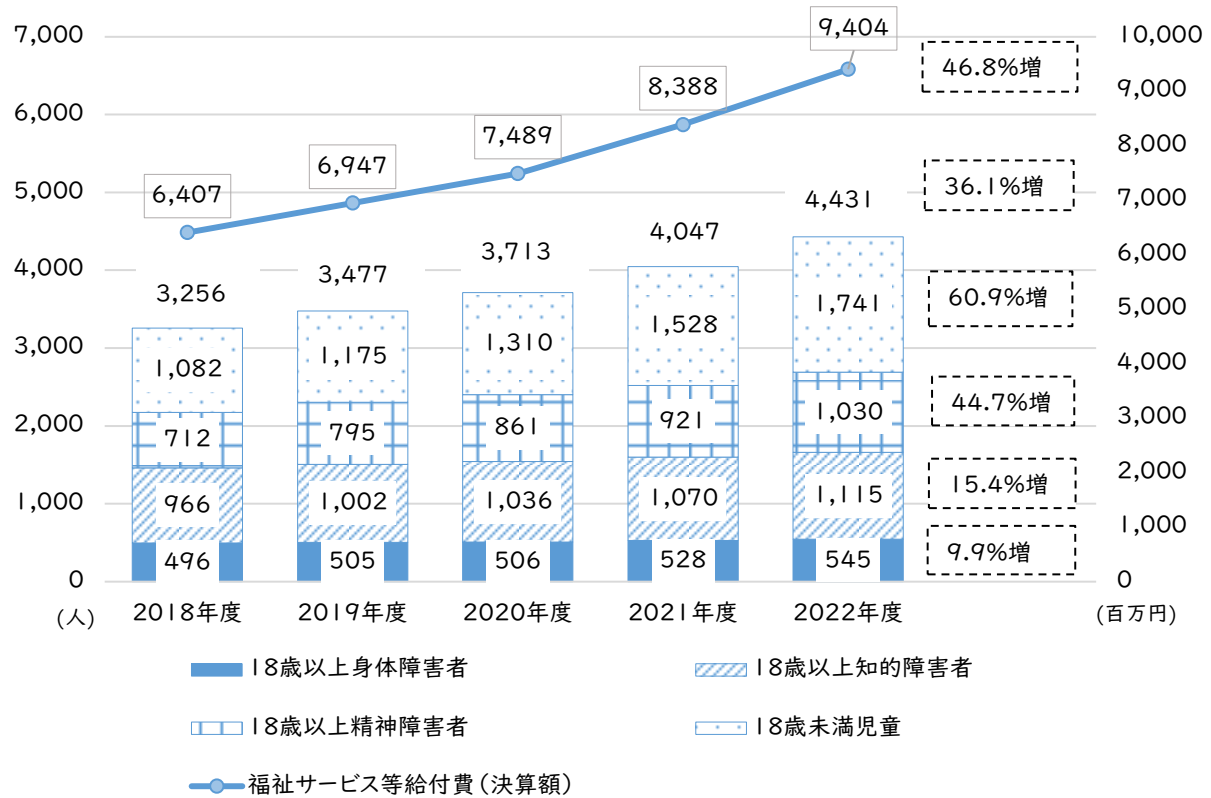


《精神障害者保健福祉手帳所持者の年齢分布の推移》



④ 福祉サービス受給者証所持者数および福祉サービス等給付費（決算額）の推移

2018年度から2022年度までの5年間で、受給者証の所持者数は年々増加し（36.1%増）、それに伴い福祉サービス等給付費（決算額）も増加しています（46.8%増）。特に、18歳未満の児童及び18歳以上精神障害者の受給者証所持者の増加率が高く、支援ニーズが高まっています。



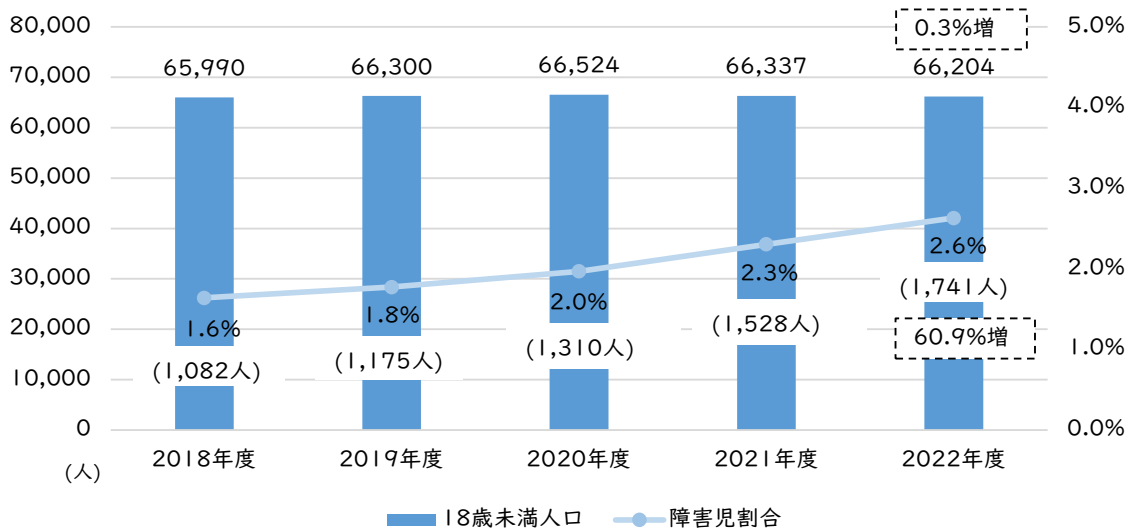
(注1) 18歳以上難病患者: 3人(2018年度), 3人(2019年度), 3人(2020年度), 5人(2021年度), 6人(2022年度)

(注2) 児童のみ福祉サービス受給者証に加え、通所受給者証所持者も人数にカウントしています。

(注3) 福祉サービス等給付費は、介護給付費や通所支援給付費等が合算されています。

⑤ 18歳未満人口と障害児の推移

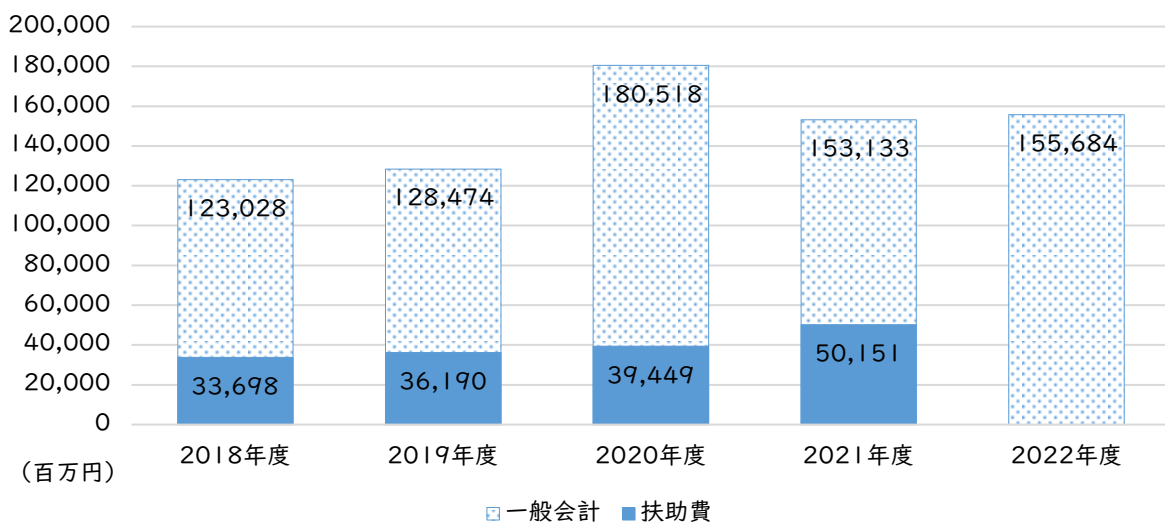
2018年度から2022年度までの5年間で、18歳未満の障害者（障害児）数は659人増加しています。また、増加割合をみると、18歳未満人口が0.3%増であるのに対して、障害児数は60.9%増と、18歳未満人口と比較して障害児数の増加率が顕著です。



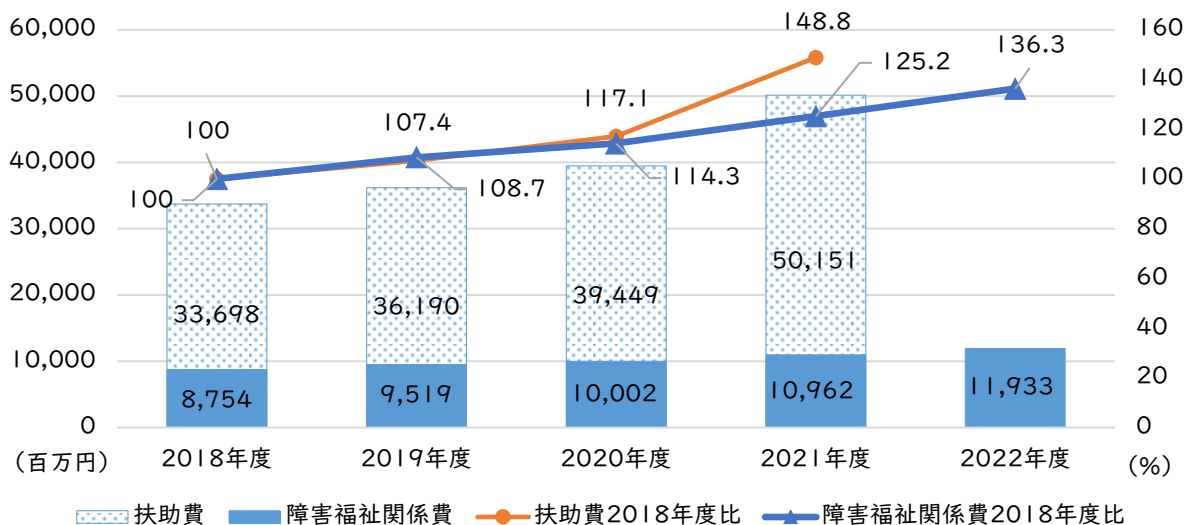
(注) 福祉サービス受給者証及び通所受給者証の一方又は両方を所持している児童を障害児としてカウントしています。

⑥ 柏市の障害福祉関係費 決算額(歳出)

2018年度から2022年度までの5年間で、市の一般会計決算額は増加しており、そのうち、義務的経費である扶助費（福祉や医療に係る支出）に係る決算額も増加しています。障害福祉関係費も扶助費が増加する一因です。

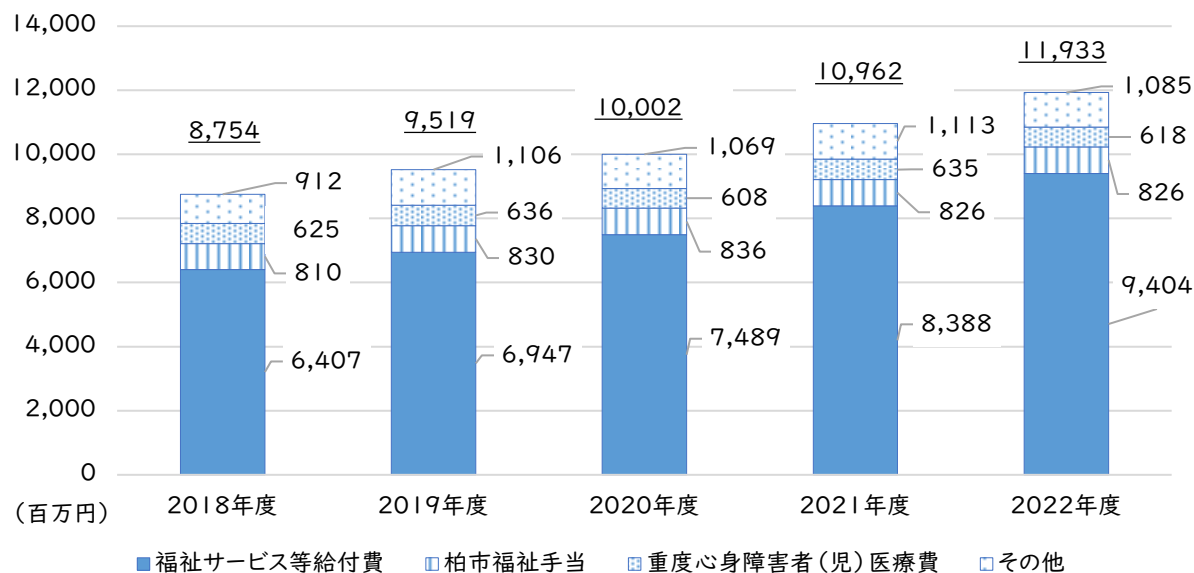


2018年度から2022年度までの5年間で、扶助費に係る決算額も、障害福祉関係の決算額(歳出)も年々増加しており、継続的な増加が見られます。



障害福祉関係の決算額(歳出)のうち、支出額上位3項目(※)が占める割合が全体の90%前後を占めており、その金額は年々増加しています。

※支出額上位3項目:福祉サービス等給付費(介護給付費や通所支援給付費等), 柏市福祉手当, 重度心身障害者(児)医療費



障害福祉関係費が増加する一方、最適な市民サービスを提供するためには、限られた行政資源を効果的、効率的に活用する必要があります。今後も持続可能な市民サービスを提供するため、必要に応じ制度の見直しを図ります。

⑦ 柏市の総人口と障害者数の将来推計

人口推計等確認中
今後記載予定

6. 計画の推進に向けて

(1) 計画の評価・見直し

■ 計画の進捗管理及びPDCAサイクル

本計画を着実に推進するため、PDCAサイクルの考え方に基づき計画の進捗管理を行います。

本計画では、以下の指標を設定して、目指す方向性を示します。

- 目標値(仮称)：「障害者基本計画」において、方針の達成度を測るために設定する数値(新設)
- 成果目標：「障害福祉計画」において、障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標として設定する数値等。国が示す基本指針に即して定めている。
- 活動指標：「障害福祉計画」において、成果目標を達成するために設定する、障害福祉サービスの利用人数や日数等の見込み量。成果目標と同じく、国が示す基本指針に即して定めている。
- 地域生活支援事業(※)見込量：「障害福祉計画」において設定する、市町村が独自に実施するサービスの見込み量。

※地域生活支援事業とは、市町村等が実施主体となり、地域の特性や利用者の状況に応じ、柔軟な形態により計画的に実施する事業のこと。

本計画で設定する指標については、PDCAサイクルの考え方に基づき、少なくとも1年に1回は実績を把握し、中間評価として分析・検証を行い、必要があると認めるときは、数値目標等の変更や事業の見直し等の措置を講じ、成果の最大化を図ります。

そのため、作成した計画については、定期的にその進捗を把握し、今後取組や目標値などに見直しの必要性が生じた場合には、分析・検証の上、随時、対応していきます。本市では柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会及び柏市自立支援協議会等が協議の場となります。

なお、協議における確認事項は次のとおりとなります。

年度	確認事項
2024年度 (令和6年度)	ノーマライゼーションかしわプラン2021(2021年度～2023年度)の実績評価
2025年度	ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024年度～2026年度)の進捗状況検証 次期計画策定のための基礎調査の実施
2026年度	ノーマライゼーションかしわプラン2024(2024年度～2026年度)の事業評価と数値指標評価 基礎調査等による課題・ニーズの検証

■ 点検・評価結果の反映

柏市健康福祉審議会障害者健康福祉専門分科会等から、計画の進捗状況や、計画を推進していくための方策について意見・提案等を受け、計画の見直し等、施策に反映します。

その上で、PDCAサイクルのプロセスは、次のとおりとします。

《PDCAサイクルのプロセスのイメージ》



(2) 推進体制及び評価・進捗管理体制の確保

■ 推進体制の確保

計画の推進にあたって、庁内や国・県の関係行政機関との間で、必要に応じた情報の共有や研修への参加等を通じ、連携を図ります。

また、柏市自立支援協議会等の関係機関・団体等との連絡・調整を行うとともに、市、相談支援事業者、サービス事業者、さらには雇用分野、教育分野等の関係者によるネットワークを活用し、計画の推進を図ります。

■ 障害福祉サービスや計画に関する地域の力の活用

必要とする障害福祉サービスを誰もが適切に利用できるよう、サービス内容や利用手続き等の情報提供に努めるとともに、多様な媒体を用いて、年代や障害特性に応じた計画の周知を図ります。さらに、市職員、地域の住民・企業に対して、障害に関する正しい知識の啓発に努め、障害理解の促進を図るとともに、共生社会の実現を目指して地域の力を活用します。

■ 事業者のサービスの質の確保と経営基盤の安定化

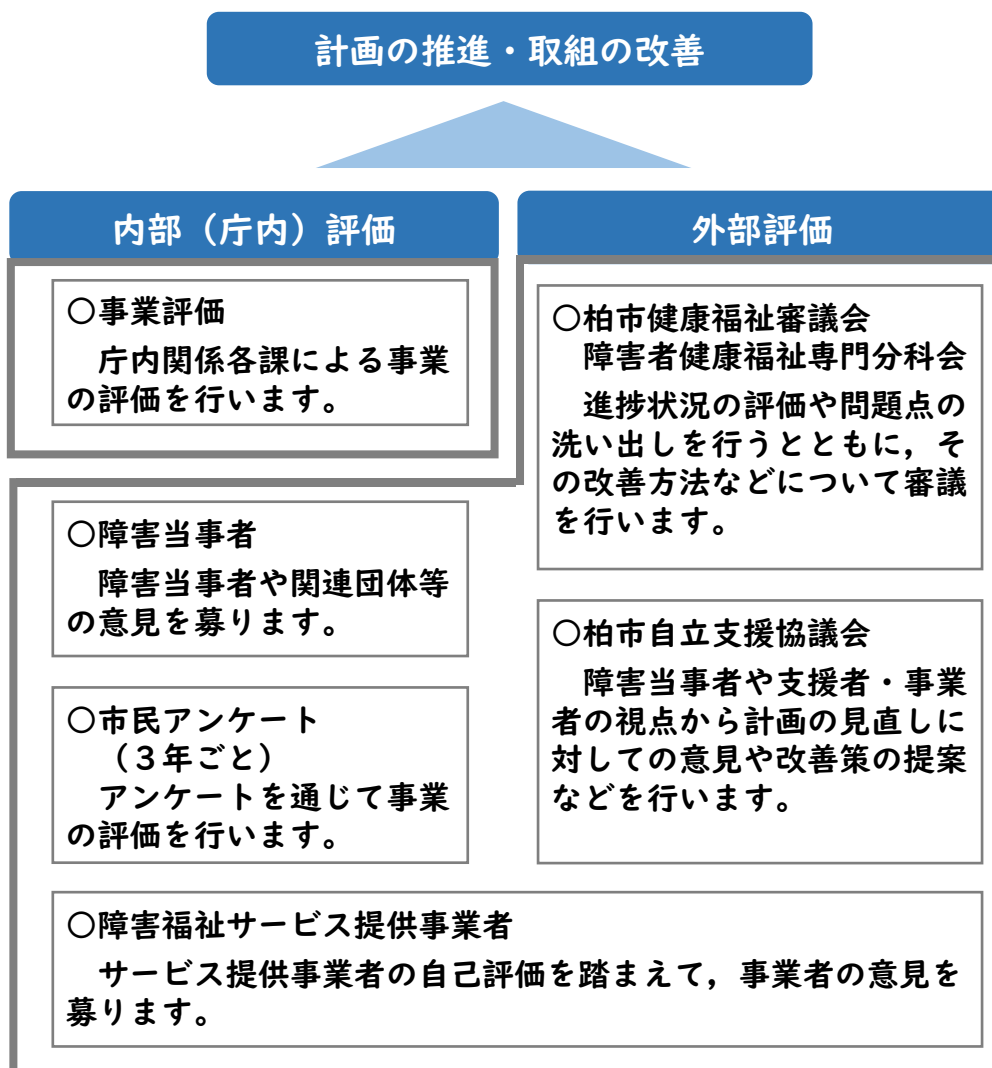
地域生活支援事業の実施にあたっては、事業者に対しては一定の基準を設けるとともに、苦情処理体制を整備、確立するなど、質の確保を図ることにより、制度の円滑な運営につなげます。

また、県の指定を受けた事業者についても、県との連携を図り、質の確保に努めます。なお、こうしたサービスの質の確保に加えて、障害者等が継続的にサービスを利用できるよう、担い手である事業者の経営基盤の安定化を図る必要があることから、行政としての支援のあり方について検討を進めます。

■ 評価・進捗管理体制の確保

計画の推進にあたり、内部評価及び外部評価を定期的実施し、事業の点検・評価を行いながら、推進体制の確保を図っていきます。

《評価・進捗管理体制》



(3) SDGsの推進への寄与

SDGs(Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標)とは、2015年9月の国連サミットにおいて、全会一致で採択された「2030年に向け、世界レベルで合意した道しるべ」です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現のため、先進国も含め、すべての国において、一人ひとりが主役となって行動し、「すべての人々にとってよりよい、より持続可能な未来を築くこと」を目指すものです。SDGsの推進においては、政府や地方公共団体、企業、研究機関、NPO など、あらゆる主体の参画が必要とされています。

本市では、SDGsに取り組むことを「地方公共団体の業務(住民の福祉の増進)そのもの」と捉え、行政運営や分野横断的な取組等を推進しており、本計画の推進にあたっては、SDGsの理念に配慮し、取組を進めていきます。

